

議案第42号

新居浜市農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、新居浜市農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とするため、議会の同意を求める。

令和2年6月9日提出

新居浜市長 石川 勝行

提案理由

新居浜市農業委員会の委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とするため、本案を提出する。

参照条文

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）抜粋

（委員の任命）

第8条（省 略）

2～4（省 略）

5 市町村長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

（1）認定農業者である個人

（2）認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6、7（省 略）

参照条文

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）抜粋

（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合）

第2条 法第8条第5項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（1）（省 略）

（2）委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とする事とすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とする事について当該市町村の議会の同意を得たとき。

（3）～（5）（省 略）